

横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施要綱

制 定 平成19年6月4日健監第242号（局長決裁）

最近改正 令和7年5月2日健監第40号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市健康福祉局所管の社会福祉法人（以下「法人」という。）、社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）、社会福祉施設及び社会福祉事業等を対象に監査課が実施する指導監査、指導、監査及び検査（以下、「指導監査等」という。）について、必要な事項を定める。

（指導監査等の対象）

第2条 この要綱による指導監査等の対象は、別表第1に掲げる法人、連携推進法人、社会福祉施設及び社会福祉事業等（以下「法人等」という。）とする。

（指導監査等の方針等）

第3条 指導監査等は、別表第1に掲げる根拠法令等に基づき、法人等の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、適正な運営と利用者保護に寄与し、横浜市における福祉サービスの向上を図ることを目的に行う。

2 指導監査等は、法人等に関して国から発出される処理基準及び指導監査指針等の通知並びにこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 指導監査等を適切に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。

- (1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針
- (2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた年間指導監査実施計画

（指導監査等の体制）

第4条 指導監査等は、複数の監査課職員等により監査班を編成し、必要に応じて社会福祉施設及び社会福祉事業等（以下「施設等」という。）の所管課等の職員の協力を得て実施する。

（指導監査の種類）

第5条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査とする。

（一般指導監査）

第6条 一般指導監査は、この要綱に定めるもののほか、第3条第3項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、一定の周期で実施する。

2 前項の規定にかかわらず、法人等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題発生のおそれがあると認められる場合は、一般指導監査を随時実施することができる。

3 一般指導監査は、概ね別表第2に掲げる項目について実施する。

（法人及び連携推進法人に対する指導監査）

第7条 前回の指導監査結果等から特に問題がないと認められる法人及び連携推進法人の一般指導監査は、次のとおりとする。

- (1) 一般指導監査は、原則として、3年に1回実地において行う。ただし、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地において行うことが困難である場合は、実地によらないことができるものとする。

なお、法人と施設等の一般指導監査を同時に実施することが効率的かつ効果的であると認められる場合は、2年に1回実地において行うことができるものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、前回の監査結果を踏まえ、経営組織のガバナンス強化が図られている等、良好と認められる法人及び連携推進法人は、一般指導監査の実施周期について、

別表第3のとおり、延長することができるものとする。

なお、毎年度法人又は連携推進法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人又は当該連携推進法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人又は当該連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断できる場合とする。

(施設等に対する一般指導監査)

第8条 別表第1に掲げる施設等に対する一般指導監査は次の各項のとおり行うものとする。

- 2 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び養護老人ホームに対する一般指導監査は、原則として3年に1回実地において行う。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。
- 3 軽費老人ホーム、老人短期入所施設（短期入所生活介護）、介護老人保健施設、介護医療院及び介護付有料老人ホームに対する一般指導監査は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、実地において行う。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。
- 4 保護施設に対する一般指導監査は、原則として年1回実地において行う。ただし、前年度における実地監査の結果、特に重大な運営上の問題点がない施設については、実地監査を2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を3年に1回とする。
- 5 障害者支援施設に対する一般指導監査は、次の各号のとおり行う。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。
 - (1) 障害者支援施設の長に対する一般指導監査は、原則として毎年1回は、実地にて行うこととする。ただし、前年度における一般指導監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般指導監査の実施が認められるものとする。
 - (2) 前号に規定する指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1の「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による運営指導の前年度の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった当該障害者支援施設については、当該年度の本方針による一般指導監査を省略し実地ではなく書面により実施しても差し支えなく、さらに、適正な運営がおおむね確保されていると認められる当該障害者支援施設については、当該年度及び次年度における本方針による一般指導監査を省略しても差し支えないものとする。
- 6 前各項以外の施設等に対する一般指導監査は、原則として2年又は3年に1回行う。

(一般指導監査の実施方法)

第9条 一般指導監査の実施にあたっては、事前に日時、場所、指導監査担当者等を法人等の代表者に文書で通知する。

なお、一般指導監査を効率的に実施するため、法人等に対し事前に資料の提出を求めることができる。

- 2 一般指導監査を実地において行った場合は、実施場所等において、その結果について法人等の代表者に対し講評を行う。

(一般指導監査の基準)

第10条 一般指導監査のうち、法人及び連携推進法人に対する監査は、国が定める指導監査ガイドラインを基準とする。

- 2 施設等に対する監査は、着眼点、指導内容及び根拠法令等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(特別指導監査)

第11条 特別指導監査は、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、法人等の運営等に重大な問題がある場合など、問題等の内容に応じ実地において行う。

(施設等に対する指導、監査及び検査)

第12条 施設等に対する指導、監査及び検査については、この要綱に定めるもののほか、本市が別に定める各種要綱及び国から発出される通知等に基づき、実施するものとする。

(指導監査等の結果)

第13条 指導監査等の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、法人等と指導の内容に関する認識を共有できるよう、文書等で通知し指導するものとする。

(1) 法令又は通知等の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、文書指摘とし、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。

また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人等から報告を求めるものとする。

なお、必要と認める場合には、法人等における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができるものとする。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭指摘とする。

(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人等の運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

2 指導監査等の結果については、福祉サービスに関する市民等への情報提供のため、前項第1号アの文書指摘の内容及び改善措置について健康福祉局のホームページに掲載する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指導監査等の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

(横浜市社会福祉施設等監査実施要綱の廃止)

2 横浜市社会福祉施設等監査実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 「所管社会福祉法人の一般指導監査の回数について」は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月2日から施行する。

別表第1（第2条・3条第1項・8条） 対象法人等及び根拠法令

対 象	根 拠 法 令	
	介護保険法	介護保険法以外の法
社会福祉法人		社会福祉法第56条
社会福祉連携推進法人		社会福祉法第144条
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	第23条、第78条の7、 第90条	老人福祉法第18条
養護老人ホーム		老人福祉法第18条
軽費老人ホーム（※1）	第23条、第76条、 第115条の7	社会福祉法第70条
老人短期入所施設 （短期入所生活介護）	第23条、第76条、 第115条の7	老人福祉法第18条
介護老人保健施設	第23条、第100条	
介護医療院	第23条、第114条の2	
介護付有料老人ホーム（※2）	第23条、第76条、 第78条の7、 第115条の7	老人福祉法第29条
障害者支援施設		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第85条、社会福祉法第70条
身体障害者社会参加支援施設 （身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設）		身体障害者福祉法第39条
身体障害者社会参加支援施設 （盲導犬訓練施設）		社会福祉法第70条
保護施設		生活保護法第44条
相談事業		社会福祉法第70条
隣保事業		社会福祉法第70条
無料低額診療事業		社会福祉法第70条
無料低額介護老人保健施設事業		社会福祉法第70条
無料低額介護医療院事業		社会福祉法第70条

（※1）特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを含む。

（※2）特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。

別表第2（第6条第3項） 一般指導監査項目

対 象	項 目
法 人	1 法人運営 (1) 定款 (2) 内部管理体制 (3) 評議員・評議員会 (4) 理事 (5) 監事 (6) 理事会 (7) 会計監査人 (8) 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 2 事業 (1) 事業一般 (2) 社会福祉事業 (3) 公益事業 (4) 収益事業 3 管理 (1) 人事管理 (2) 資産管理 (3) 会計管理 (4) その他
施 設 等	(1) 施設（建物・設備） (2) 諸規程 (3) 職員 (4) 利用者処遇 (5) 苦情対応 (6) 防災対策 (7) 関係機関及び地域との連携 (8) 会計経理 (9) その他

別表第3（第7条第1項第2号） 法人に対する一般指導監査の周期

適用要件	監査周期						
法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人	3年に1回を原則とする。						
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。 <table> <tr> <td data-bbox="389 546 922 636">会計監査人を置く法人及び連携推進法人</td><td data-bbox="922 546 1453 636">5年に1回まで延長可能とする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="389 636 922 770">公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人及び連携推進法人</td><td data-bbox="922 636 1453 770">5年に1回まで延長可能とする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="389 770 922 860">専門家による財務会計の支援を受けた法人</td><td data-bbox="922 770 1453 860">4年に1回まで延長可能とする。</td></tr> </table>	会計監査人を置く法人及び連携推進法人	5年に1回まで延長可能とする。	公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人及び連携推進法人	5年に1回まで延長可能とする。	専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可能とする。	活用状況に応じて次の取扱いを適用する。
会計監査人を置く法人及び連携推進法人	5年に1回まで延長可能とする。						
公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人及び連携推進法人	5年に1回まで延長可能とする。						
専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可能とする。						
法人において苦情解決への取組が適切に行われており、次のいずれかの内容に積極的に取組み良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表。 （ISO9001 認証取得施設も同様とする。） ・地域社会に開かれた事業運営。 ・先駆的な社会貢献活動の取組。	4年に1回まで延長可能とする。						